

## 苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第5回）会議録

開催日時 平成31年3月14日（木）午後6時30分～午後7時30分  
開催場所 苫小牧市役所2階（南庁舎） 入札室  
出席委員 栗山会長、小山田副会長、板野委員、伊藤委員、丹治委員、伴辺委員、  
二瓶委員  
欠席委員 城市委員、永石委員、橋根委員  
事務局 協働・男女平等参画室長（宮嶋）、市民自治推進主幹（中村）、  
協働・男女平等参画室主査（吉田）、協働・男女平等参画室主査（蔵重）  
報道機関 なし  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（中村市民自治推進主幹） 本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催いたします。本日、永石委員、城市委員、橋根委員につきましては欠席ということで御連絡がありましたので、報告をさせていただきます。それでは、栗山会長よろしく願いいたします。

### 2 会議

#### (1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●栗山会長 本日はお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきたいと思えます。

それでは、会議次第(1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。それでは、会議次第(1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて、御説明いたします。資料としてお配りしております苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書（案）を御覧ください。

この資料は、これまでの推進会議におきまして御議論いただいた内容を基に、事務局で提言書（案）をまとめさせていただいたものになります。この提言書（案）につきましては、委員の皆様にあらかじめ送付させていただいたものから、資料の内容に変更はございませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、目次を御覧ください。冒頭には、今回の見直しに当たっての会長からのコメントを掲載し、第1章には各条項の検討結果について掲載しております。この第1章を踏まえて、第2章として市民自治のまちづくりの推進に向けた具体的な提言を掲載する構成としております。この具体的な提言につきましては、「1 市民への情報発信に関すること」、「2 市民からの意見、要望等に関すること」、「3 危機管理に関すること」を3本の柱として提言することを予定しております。

それでは、2ページから御説明いたします。「第1章 各条項の検討結果について」ですが、この章では、各条文の改正の必要性の有無や制度上の見直し、運用における改善についての検討結果をまとめています。具体的なまとめの部分については、四角で囲っておりますが、順に説明させていただきます。

2ページの条例の前文についてですが、前文に係る市民自治推進会議における御意見等については、「苫小牧市が理想の都市像としている「人間環境都市」が浸透していかない理由として、環境が悪いときに環境のいいまちを目指したものが、環境がよくなってきた今の時代では前提が変わってきているのではないか。」「時代的な経緯を配慮し、理想の都市像を考えていくのがよい。」といった御意見がありました。

3ページの「第1章 総則」を御覧ください。第1条、第2条について市民自治推進会議における御議論につきましては、「自治基本条例の趣旨や「人間環境都市」という苫小牧市の理想の都市像が多くの人に理解されるようになってほしい。」という意見や、「自治基本条例を広く市民に知ってもらう必要がある。」といった御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

4ページを御覧ください。「第2章 まちづくりの基本原則（第3条から第7条まで）」の検討結果についてですが、市民自治推進会議における第3条の協働の原則での議論の中で、「対等な関係で協力の「対等」という言葉は、町内会の立場からいうと実態とのずれがある。」「主従関係というよりは、地域をよくしたいという気持ちでの協働ということではないと思う。」「対等という言葉を入れた趣旨は、町内会は行政の下請ではないことを明確にする意味で入れたのではないか。」「市民も、公共的な課題に市とともに協力して取り組む立場と捉えておく必要がある。」などの御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

また、情報発信についてですが、市民自治推進会議における議論の中で、「市は情報をたくさん提供しているが、市民が受ける体制になっていないので、そこをうまくつなぐ工夫があるといい。」「市民が市政に興味を持つように行政側が近づく必要がある。」「市民は必要な情報が手に入れにくいと感じている。」「行政は、情報が行きわたるようにツールを増やしている。」「全戸配布される広報とまこまは重要な情報発信のツールとなっている。」「情報発信のツールには特徴があるため、うまく使い分けていく工夫が必要。」「情報発信のあり方については、将来を見据えて、長期的な視点が必要。」「今ある既存の情報発信のツールを使いやすくする方法もある。」といった御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

これらの御意見等を踏まえまして、主に情報発信に関する改善について、3点の提言として記載しております。一つ目が「市民に必要な情報を分かりやすく届けていくために、市の広報紙やホームページ、フェイスブックなど既存の情報発信のツールの改善や効果的な使い分けが必要であること。」。二つ目が「情報発信のツールは、それぞれターゲットとしている主な年齢層があり、より多くの人に情報がいきわたるように、新たな情報発信のツールの検討が必要であること。」。三つ目が「情報発信の改善等については、SNSが普及している現状を踏まえ、長期的な視点を持った取組に努める必要があること。」としてまとめさせていただきます。

5ページを御覧ください。「第3章 市民（第8条、第9条）」の検討結果についてですが、市民自治推進会議における議論の中で、「市民の責務、役割として情報にアクセスできることや市民参加できることを知ってもらう必要がある。」「市民参加についての市民の意識を高めていく方法、意識啓発を行っていく必要がある。」「必要に応じての参加ではなく、自ら作り上げるという参画のようなシステムがあれば、市民意識が高まり、自分がまちを変えようという意識の人間が積極的に活動するのではないか。」などの御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

6ページを御覧ください。「第4章 議会（第10条から第12条まで）」の検討結果についてですが、市民自治推進会議における議論の中で、「市民の信託を個人の要望の実現と捉えると、特定の市民のロビー活動を助長し、市政に影響が出てくるのが危惧される。」、「第12条で規定されている「市民の信託」とは、一個人としての市民の信託ではなく、総体としての市民の信託と捉えるべき。」との御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

なお、苫小牧市議会基本条例の記載については、市民自治推進会議におきまして、特段の議論はありませんでしたが、第4章の議会の規定に関連して、市民自治推進会議として付言することが適当であると考えられ、補足として記載させていただいております。

7ページを御覧ください。「第5章 市長等（第13条から第15条まで）」の検討結果についてですが、この第13条から第15条までの条文については、市民自治推進会議から特段の御意見はありませんでしたので、提言書全体のバランス等を考慮し、まとめさせていただいております。

9ページを御覧ください。「第6章 市政運営の原則（第16条から第27条まで）」の検討結果についてですが、市民自治推進会議における議論の中で「要望を集約して、市として何を優先すべきかというプライオリティーを付けられるようなシステムや行政を効率的に動かすような制度があるとよい。」、「意見や要望等がきたときに結論が出るまでフィードバックしないと不信感につながり、次から意見が出づらくなるので、途中経過でも返すといい。」などの御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

また、危機管理につきましては、市民自治推進会議における議論の中で、「安心、安全なまちづくりは、町内会だけではできない。」、「災害については、町内会は行政と対等ということではなく、行政が主導して対応する必要がある。」、「他の地域で起きた時間降雨量が苫小牧で起きたらどうなるか、起きた事象ごと苫小牧に当てはめてみればどうなるか検証し、結果をオープンにするといい。」などの御意見等を踏まえて、まとめさせていただいております。

これらの御意見等を踏まえまして、市民からの意見、要望等に関することについては、3点の提言として記載しております。一つ目が「広く市民の声を聴き、市民ニーズを的確に把握するため、市民の声を聴く機会の充実について検討が必要であること。」。二つ目が「日々、市に寄せられる意見、要望等の対応については、結論を直ちに示せない場合であっても、検討状況について、適宜、市民にお知らせするなど、対応の状況が分かるように市民に説明していくことが必要であること。」。三つ目が「危機管理については、他の地域で発生した災害の事例等を苫小牧市の危機管理体制の整備に生かしていくことが必要であること。」をまとめとしております。

10ページを御覧ください。「第7章 条例の位置付け（第28条、第29条）」及び「第8章 苫小牧市民自治推進会議（第30条）」の検討結果についてですが、これら規定については市民自治推進会議から特段の御意見はありませんでしたので、提言書全体のバランス等を考慮し、まとめさせていただいております。

ここで、第1章について各委員さんからの御意見をお伺いした後に、第2章の説明に移りたいと思います。第1章までの説明について、事務局からの説明は以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の第1章 各条項の検討結果につきまして、御意見等をお伺いいたします。

まず、「前文」と「第1章総則」について、委員の皆様からの御意見はございますか。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

それでは、「第2章まちづくりの基本原則」についてはどうでしょうか。

●小山田副会長

審議会の議論が提言に盛り込まれていますので、特に問題はないと思います。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

それでは、「第3章市民」についてはどうでしょうか。

●板野委員 よろしいかと思えます。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

それでは、「第4章議会」についてはどうでしょうか。

●栗山会長 よろしいでしょうか。それでは、「第5章市長等」についてはどうでしょうか。特に御異存はないということでしょうか。

●栗山会長 それでは、「第6章市政運営の原則」についてはどうでしょうか。

●板野委員 よろしいかと思えます。

●栗山会長 それでは、「第7章条例の位置付け」及び「第8章苫小牧市民自治推進会議」についてはいかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

あと、私の意見としては、ずっとこれを読んでいったときにですね、割とこう受け身であり、市と関係団体との連携というところがちょっとなかったのではないかと感じたのですが、まあ、出前講座とかそういう部分なんですけれどもね、町内会とうまく連携するというか、勉強する場所がなかなか少ないのかなという。そういうところを町内会とか他の組織とも連携して、作っていくのかということも必要かなというのをこれをみてちょっと思ったところです。

以上、なければ、引き続き「第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい。それでは「第2章 市民自治のまちづくりの推進に向けて」を説明いたします。

11ページを御覧ください。第2章では、市民自治推進会議における各条検討を踏まえて、市民自治のまちづくりの推進に向けた具体的な提言をまとめとして掲載をしております。

ここでは、市民自治のまちづくりを推進するための論点として、大きく3点について論点としてとりまとめ、提言する整理とさせていただきます。

以下、長くなりますが、読ませさせていただきます。

## 1 市民の情報発信に関すること

情報発信について、本市では情報共有をまちづくりの基本原則の一つとしていることから、まちづくりに関する情報を分かりやすく積極的に提供していく必要があります。本市には様々な情報発信のツールがありますが、情報発信のツールにはそれぞれ特徴があります。

市の広報紙である「広報とまこまい」は、全世帯に月1回配布される情報紙であり、影響力も大きく重要な情報発信のツールですが、リアルタイムに情報を発信できません。一方、ホームページは、リアルタイムに情報を発信することができ、情報量も多いですが、反面、必要な情報を探しにくいことや、閲覧には、インターネット環境が必要になります。フェイスブックは、ホームページと同様にインターネット環境が必要になりますが、情報の拡散力が大きく、効果、反応も分かりやすいといった特徴があります。

既存の情報発信のツールを改善し、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供していくことも大切であるのと同時に、それぞれの情報発信のツールの特徴を把握し、届けたい情報を届けたい人に、効果的に届けることができる情報発信のツールの使い分けを意識することが必要となります。

また、ターゲットとしている年齢層も、それぞれの情報発信のツールによって違います。若い世代ならば、フェイスブックなどのSNSを利用して情報を入手することも多いですが、高齢者であれば、フェイスブックよりも「広報とまこまい」から情報を入手することが多いものと考えられます。このため、より多くの人に情報を届けるようにするためには、情報発信のツールを増やしていくことも検討する必要があります。

現在はインターネットやSNSが普及しており、将来的には高齢者であってもフェイスブックなどのSNSによって情報を取得することが多くなることも想定されます。そのため、今後の情報発信については、長期的な視点を持って取組を行うとともに、市民に関心を持ってもらえるための工夫が必要です。

## 2 市民からの意見、要望等に関すること

市民からの意見、要望等など市民の声に誠実に対応していくことは、市政運営において大切です。

現在、市民から寄せられる意見、要望等については、電話や電子メールなどによるもののほか、意見箱への投函や、まちかどミーティングなどの懇談事業における発言など様々な方法がありますが、市民の声を聴くための機会の充実については、今後も検討が必要です。提出された意見や要望に対応するだけでなく、これからは、積極的に市民からの意見や要望を聴いていくための仕組の検討も必要となります。どのような市民ニーズがあるのかを把握した上で、市民の声を市政に反映していくことが大切です。

また、市は寄せられた意見、要望等について、調査、検討など必要な措置を講じることとなりますが、市の対応の状況については、適宜、お知らせしていく必要があるものと考えます。

市民の声を生かした行政を実現していくためには、市民の声を聴いていく機会の充実を図るとともに、市の考え方を市民にフィードバックするサイクルが必要です。最終的な結論が出るまで市の対応の方向性や方針を示さないことは、市への不信感につながるだけでなく、意見、要望等が提出しにくい状況を作りかねません。市としての結論がすぐに出せない場合であっても、どのような検討を行っているのかといった検討状況や見通しについては、市民に対してフィードバックしていくことが必要です。

### 3 危機管理に関すること

大規模な災害が発生した際には、市民、関係団体等との連携、協力が必要不可欠となります。市民の生命、身体及び財産を守り、日常生活の平穏を守るため、災害対応や危機管理の体制を整備することは行政の使命であり、今後も行政が主導していく必要があります。特に苫小牧市は東西に長いため、津波、火山、風水、土砂などの自然災害による被害も地域差があるため、地域の声を十分に聞きながら、災害時の対応策について計画しておくことが重要です。

平成30年9月に発生した胆振東部地震を踏まえて、危機管理の対応については検証作業を進めていることと思いますが、他の地域においても過去に大規模な災害が起こっています。他地域での事例を苫小牧市に当てはめて、どのような被害が想定されるのか、どのような対応策が考えられるのかなどを想定しておくことも、危機管理体制の整備をする上で効果的な方法と考えられます。

また、危機管理対策として策定した計画や想定シミュレーション等については、市民にもお知らせし、危機管理についての意識を醸成することが有効と考えます。被害を未然に防いだり、軽減するために、他地域での災害事例を参考とした対策についても検討が必要です。

事務局からは、以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の「第2章市民自治のまちづくりの推進に向けて」につきまして、御意見等をお願いいたします。

●板野委員 はい。よろしいでしょうか。

危機管理に関する件でございますけれども、大変、2月の18日にですね、日吉町の市営住宅、公営住宅で、ブロック造りの平家でございますけれども、火災が発生いたしました。一棟、四戸入っているところでございます。8時直前に出火しまして、私も、私は二丁目に住んでいまして、三丁目だったものですから、現地に行きました。

なかなか、あのブロック住宅というのは、鎮火が遅いんですね。木造住宅と違いましてね。最終的に10時30分ぐらいに鎮火しまして、私は自宅へ戻ったんですけども、その後、11時過ぎですか、役所の方から電話が入りましてね。被災された方が泊まる場所がなくでですね、会館に宿泊したいという要請がありまして、役所からありまして、まあ私が会長をやっているものですから、許可を願いたいということで、すぐにオーケーしたんですけども。ちょうど私、風呂上がりだったものですから、会館まで行けなかったんですけど、大変ありがたいことにですね、多分、住宅管理課の方だと思うんですけども、2名の方が、朝までですね、宿泊者の被災者のためにですね、会館に来ていただきましてね、朝まで一睡もしないで管理していただいたということで、早速、私、私ちょっと勘違いしまして、市民部の方にお礼に来たんですけど、非常に対応が素晴らしいというか、初めてのこういう経験なんですけど、感動したというか、そんな事件がありましたものですから、皆様にお知らせする次第です。

それで、早速、危機管理室から電話が入りましてね。状況どうですかということでありまして、非常に災害に対する市の対応が素早いなということを経験したことを今回2月の18日の火災の件で、私が体験したものですから、御参考までに、市の職員の皆さんに感謝を込めて、御報告したということでございます。以上でございます。

●栗山会長 ありがとうございます。他にございますか。

火災のときというのは、いつもこういうふうにして対応しているのでしょうか。あまり、

聞いたことなかったものですから。

●板野委員 やっぱりあれじゃないでしょうか、市営住宅ですから、住宅管理課の方が。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね、住宅の管理の部分になるものですから、住宅課の方で対応したということかと思います。一般的な火災全般に対する対応という意味ではなくてですね。

まあ、当然、消防は消防で動くのですけれども、その、特定の地区で火災があったのが、住宅のセクションだったので、住宅の方で、しっかりした管理を行ったということかと思えます。

●板野委員 4件被災されたんですけれども、3件の方は親戚の方へ泊まりに行ったんですね。1件だけ、宿泊先がないものですから、最終的に町内会館ということになったのではなかろうかということで。私も町内会10年で初めての件だったんですけどね、非常に役所の方々の素早い対応に感謝したいということを含めて、ちょっとここで発言をさせていただきました。ありがとうございました。

●栗山会長 他にございますか。はい、どうぞ。

●伴辺委員 3行目のね、「今後も行政が主導していく必要があります。」という言い方で、行政の方は、もちろん主導という。これはお互いに努力していかなきゃならないことですよ。

危機管理室の講演会のとくにちょっと話を聞いたんですけれども、やっぱり、その、この災害もそうですけれども、行政に頼ってはいられないという、そういう言い方をされるんですよ。だから、これは、主導は主導でいいのかもしれないけれども、任せ切りではいけないかなという気はするんですけれどもね。任せ切っているという書き方ではないんでしょうけど。どうなのかなという。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 一応、この部分の1行目のところでですね、当然、災害が発生したときには、連携、協力が当然必要になってはくるんですけれども、やはり、主導としては市の方が、当然、やはり主導していく必要があるというような意味合いで書かれているというところですね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） これをまとめたときにですね、実は板野委員から災害がいっぱい起こると、何でもかんでも、その、町内会にお願いするというようなことが発生しているけれども、やはり、町内会任せではなくて、市がしっかりと一定程度の責任を果たした上で町内会にも協力を仰ぐべきではないかという議論が確かあったかと思えます。

その議論を踏まえまして、最終的には市だけでは当然できないのですけれども、市としては、やはりその、一定程度のしっかりした責務を果たすべきでないかという意図を踏まえてですね、「今後も行政が主導していく必要があります。」というような言い回しをさせていただいたということです。

ただ、この部分だけを見るとですね、「じゃあ、行政だけがやるのか。」というような形にもとられかねないというのは、その、伴部委員のお話も理解できるところでして、この部分は審議会の中ですね、「主導していく。」という形で強く書き切った方がいいのか、

それとも、「関係団体と連携して共に災害に対しては取り組んでいく。」というような形で、ちょっとトーンを落とした方がいいのかというところは、御議論いただいた中でですね、どういう形にしようかというところは、検討の余地はあるかと思しますので、その部分の御審議をお願いしたいと思います。

●板野委員 私の名前が出ましたのでですね、私はここ、大変、重要なことだと思うんですね。ということは、町名を言いますと、有珠の沢川から西の光洋町、日吉町、永福町、まあ旧糸井を含めてですね、ここは高い建物がほとんどないんですね。それで、地域住民が何を一番恐怖に感じるかというところですね、津波なんですね。ですから、今年の9月くらいの胆振東部地震が、震源地が陸地であったから津波はなかった。もし、あれが、海の下であったらですね、相当の被害が出たなという。私、住んでいる日吉町二丁目というのは、海拔5.2メートルですから、もう7メートルくらいの津波が来ますと平家の住宅はほとんど壊滅する状態。それで、何を行政、今後、主導をお願いしたいかというのは、地域の町内会の力量では、この危機管理防災対策というのでも知れてるんですね。

ですから、やっぱり津波対策ということになりますと、やはり高い建物、まず命を確保するためには、高い建物、10メートルや15メートルくらいの建物が欲しい。それで、日吉町には非常に市営住宅が多くて、平家、先ほど事故のあった平家のブロック住宅。それから2階建ての市営住宅がございます。日吉町三丁目、四丁目で100棟ございます。これはいずれも、もう45年以上経過した建替えの時期に来ているものですから。これは、私は、市の方に今後のまちづくりで要請していることはですね、せめて最低でも3階から4階建ての建物にさせていただきませんか。そして、上は陸屋根と申しまして、屋根はですね、フラットにさせていただいて、最悪の場合はそこへ避難すると。それから、共用、屋内の共用の部分ですね、多少、広目に作って、冬期間であっても、共有部分に避難できるような建物にしてほしいということで、実は要請していることもある。そんなことで、私、過日、要望書の中でもって文書にしたことがあるんですけども、非常に。とにかく高い建物がないんですね。糸井小学校だけなんですね。せいぜい建っている高い建物というのは。ここはマックス2,000人しか入りませんから。日吉町だけで3,000人いますから、地域入れますと5,000人いますんですね。とても逃げる場所がない。そんなことで特にこの津波に対する恐怖感というのが非常に地域で強いことから、今後ともですね、行政に主導していただいて、とにかく高い建物が欲しいという意味を含めております。御理解いただきたいと思っております。長くなり、すみません。

●栗山会長 行政が主導していく部分というのは、この災害対応や危機管理体制ということで示しているということを行っているということですね。自助、共助、公助の公助の部分は何かとか、自助の部分は何か、共助の部分は何か、役割分担の話も含めて、文章が指しているところをもうちょっとということですね。

●伊藤委員 これは市長に対しての答申として出される文書という捉え方をしたときに、不特定多数の市民の方が見る文章とかであれば、もうちょっと分かりやすくした方がいいかなというのがあるんですけども、趣旨としてある程度、何ですか、まとまっているとか、市がやればいいのかという考え方ではないということではもう明らかなので、あえてこう変えなきゃいけないということではないのかなと私は思いますけれども。

○事務局（市民自治推進主幹） 一応、答申書はですね、ホームページ等でも公開になりますので、目に触れることにはなります。あとは、まあ「主導する。」というような形の強



い言い切りがよいのかですね、今、栗山会長の方からお話をいただいた、まあ、「(自助、共助、公助といった)住分け」というかですね、そういうようなニュアンスで微調整するか、まあ、「このまま、これはこれで行きましょう。」というところかというところですね。

●伊藤委員 それであれば、ちょっと分かりやすくした方がいいかもしれないですね。

●栗山会長 2行目の「市民の生命(の部分)」のところから「日常生活の平穏を守る(の部分)」だとか、これを上の文章に入れた方がいいかもしれないですね。

そして、「災害対応や危機管理体制の整備」というのは、ここでそのまますらっと言った方がいいのかもしれないですね。文章のこう、何というか、文言をちょっと上の文章に入れてしまって、ちょっと上が長くなるのだけれども、「市民の生命を守るため」のところから、「発生した際には」の後に入れた方がいいのかなとちょっと考えたんですけども。

そこら辺は、お任せしていいですね。

●伴辺委員 ちょっと関係ないんですけども、最初的时候に、見直しに当たってのところで「震度5強」って書いちゃったんですけど、私、5強だったかなと思って、後で調べようと思って、そのまま調べてないんですけど、5強だったんですか。その、例えば東西に長いから、「ここは強」で、「ここは弱」とかってなって。全体で5強ってことはないね。

○事務局(宮嶋協働・男女平等参画室長) はい、震度5強でした。

○事務局(中村市民自治推進主幹) 苫小牧市は観測点が1か所ですので、

●伴辺委員 分かりました。5強だったんですね。

●栗山会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、5回にわたりまして、これまで市民自治推進会議で御議論をいただきまして、本当にまことにありがとうございました。

今日までの議論を踏まえまして、今回の条例の見直し作業に当たりましては、答申の方向性として、条文の改正が必要な条項はなかったものということで、運用の改善については、幅広く意見をいただいたものと表記をしております。

最終的な市長への答申につきましては、本提言書を市長に提出することとして対応したいと考えておりますけども、本日、御意見等をいただきました部分についての最終的な調整等については、私と副会長の方に一任をさせていただきまして、提言書を完成させて、市長に3月中に答申するというように考えております。

それで、よろしいでしょうか。

#### 【委員了承】

●栗山会長 ありがとうございます。それでは、そのように取扱いをさせていただきたいと思えます。

#### (2) その他

●栗山会長 それでは、会議次第の「(2) その他」につきまして、事務局から説明をお願い

いたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査）

委員の皆様、これまで長い間、市民自治推進会議におきまして御熱心に御議論をいただきまして、大変感謝を申し上げる次第です。

市民自治推進会議の委員任期につきましては2年間ということで、本年の3月31日をもって、第6期委員の皆様の任期が満了することとなります。そのため、本日の会議が今期最後の開催となる予定です。

市民自治推進会議につきましては、今後も市長の附属機関として市民自治のまちづくりを推進していくための役割を果たすため、今後におきまして取組を進めてまいりたいと考えております。今期最後となりますので、委員の皆様方から、一人ずつ御感想などをいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

※ 市民自治推進会議第6期委員（平成29年4月1日～平成31年3月31日）の任期満了のため、各委員から挨拶があった。

●栗山会長 ありがとうございました。それでは以上をもちまして、市民自治推進会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。

### 3 閉会